

令和3年12月  
国 税 庁

「民間給与実態統計調査規則第6条第2項に規定する調査票の様式を定める件の一部を改正する件（令和3年国税庁告示第32号）」の概要

- 1 「統計調査の労働者区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）を踏まえ、令和3年分調査から労働者区分の定義を変更することに伴い、民間給与実態統計調査規則第6条第2項に規定する調査票の様式を定める件（平成25年国税庁告示第1号）において定める調査票様式の変更を行うものである。
- 2 この告示は、令和4年1月1日から適用する。